

食安発 1022 第 10 号
平成 25 年 10 月 22 日

各〔都道府県知事
保健所設置市長
特別区長〕殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について

「大量調理施設衛生管理マニュアル」については、「大規模食中毒対策等について」(平成 9 年 3 月 24 日付け衛食第 85 号(最終改正:平成 25 年 3 月 29 日付け食安発 0329 第 1 号))別添で示しているところです。

昨シーズン(平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月)は、ノロウイルスによる食中毒が多数発生し、1 事案で患者数が 2 千人を超える食中毒が発生するなど、患者数、事件数とも、過去 10 年間で 2 番目に多くなっており、食中毒予防の観点から重要な問題となっています。

本年 3 月 18 日に開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒部会において、ノロウイルス食中毒対策として、コーデックスの食品中のウイルスの制御のための食品衛生一般原則の適用に関するガイドライン CAC/GL 79-2012 等に基づき、指針等の改正について審議され、その結果、本マニュアルの一部を別添のとおり改正することとしたので、対応方よろしくお願ひします。

なお、引き続き、大量調理施設、中小規模調理施設等においても、本マニュアルの趣旨を踏まえた衛生管理の徹底を図るようお願ひします。

